

墨田区監査委員公告第 5 号

令和 3 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長から別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により公表する。

令和 3 年 1 1 月 1 8 日

墨田区監査委員	浜	田	将	彰
同	寺	田	政	弘
同	井	尾	仁	志
同	鞆		宣	子

## 令和3年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

### 指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指定管理者による事務の執行に関するもの</p> <p>(ア) 覚書において、毎月末日までの食事提供実績数に基づく食事提供に係る指定管理料を区に請求すると定められているが、誤った実績数による請求及び支払が行われているものがあった。(社会福祉法人墨田区社会福祉事業団、障害者福祉課)</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指定管理者による事務の執行に関するもの</p> <p>(ア) 誤って計上されていた箇所を訂正させた実績報告書を再提出させ、今回の過払額については、指定管理者から区へ返還させた。</p> <p>今後は、同様の誤りを繰り返すことがないように、食事提供件数の計上について、団体内における複数の職層によるチェック体制を敷くなどの方法を取るよう指導するとともに、請求書の提出にあたっては、実際に食事を提供したことが確認できる生活介護提供実績記録表も添付資料に追加させるなど徹底する。また、所管課においても改めて審査体制の強化に努める。</p>

## 令和3年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

### 監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>ア 指定管理者による事務の執行について</p> <p>「7 監査結果(1)指摘事項ア(ア)」の事例は、利用者への食事提供に係る実績払の指定管理料の請求額に誤りがあったものである。請求額の算定基礎となる食事提供件数を十分に確認することが必要なところ、団体内におけるチェック体制が十分には機能していなかったものといえる。</p> <p>これについては、請求書の提出を受ける所管課においても、実際に食事を提供したことが確認できる資料を添付すべきことを求めておらず、十分な内容確認ができなかったことも原因の一つと考えられる。事務の合理化を推進するため資料の添付は不要と考えるのであれば、モニタリングの際にこれらを確認することが必要であったとも考えられる。</p> <p>請求額の多寡によることなく常に十分な確認体制を確保することを指定管理者と所管課の両者に要望する。</p> <p>また、指摘事項とするまでには至らないものの、これまでの監査でも見受けられた協定書に基づく承諾手続の不備や実績報告書の提出の遅れなどの事例があった。</p> <p>さらに、区と指定管理者間で新型コロナウイルス感染症の影響による補償等に係る合意書を取り交わしている場合において、記載された金額の一部に誤りがあるもの、当該補償額等の歳入歳出決算書への記載が合意書に定められた計上方法となっていないものがあ</p>	<p>ア 指定管理者による事務の執行について</p> <p>食事提供に係る実績払の請求の誤りについては、正に基本的なチェック体制の不備であり、指定管理者並びに区側双方とも確認を怠っていたといえる。このようなことが二度とないよう、今後は先ず指定管理者内におけるチェック体制を強化し、区側としても請求書の提出にあたっては、実際に食事を提供したことが確認できる生活介護提供実績記録表等資料も添付させ、十分な確認を行い、チェック体制も強化するよう徹底する。</p> <p>区と指定管理者との間で取り交わした協定書や覚書等に定める事項については、両者が十分に内容を理解して遵守すべきことである。指定管理者制度については、これまでも依命通達等により、所管部が指定管理者制度の趣旨を十分に理解した上で、指定管理者との連絡調整を密にするとともに、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」、「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」等を踏まえ、適切な事務処理の執行に努め、指定管理者に対する指導・監督を徹底するよう図ってきたところである。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による補償等に係る合意書に反するような履行内容があったことについては、合意書の確認など基本的な事務の執行が欠如していると言わざるを得ないものである。改めて依命通達を行い、基本となる協定書や覚書等の文書に則して確認を行い、適切な事務執行がおこなわれるよう周知徹底し、再発防止</p>

った。

これらについては、指定管理者制度を導入・運営していくうえで基本となる文書を軽んじている例であるといわざるを得ない。

監査委員はこれまでも、指定管理者制度の運用に当たっては、協定書や覚書等の文書を形だけのものと捉えず、両者が十分に内容を理解して、これを遵守すべきことを意見として述べてきたところである。

加えて、今回の合意書のような特殊な場合においても、このような事例が見られたことは、誠に遺憾である。

今後、同様の誤りを繰り返すことがないように、両者ともに十分な意識を持って業務に当たられたい。

#### イ 補助団体における事務の執行について

監査の結果、指摘事項とするような不適切な事例は確認されなかった。しかしながら、補助団体においても、過去の監査で指導・注意事項となったものと同様の事例が見受けられた。

まず、報告書が要綱で定められている期日を過ぎて提出されていたものや、その内容に誤りがあったものである。

報告書は、補助事業が適正に実施されたことを区に報告するものであることから、その記載内容は正確であることが求められ、提出期日についても、その期限は要綱で定められているものであり、適正に履行されるべきものである。

また、経理に係る関係書類の不備については、補助金が区民の税金を原資として交付されていることから、適切な目的に使用することは当然のこととして、その証しとなる関係書類を適切に整備し

に努める。

#### イ 補助団体における事務の執行について

報告書の提出期日の遵守や内容の正確性、さらに経理に係る関係書類の整備・保管などは極めて基本的なものである。指摘事項はなかったものの、同様の誤りが生じないように、期限内の提出については、提出予定日前の事前連絡行為、報告書の正確性や関係書類の整備・保管については、日頃のモニタリングの実施などで再発防止に取り組んでいく。

今後も適切な事務執行を行うよう継続して努力をしていく。

保管することも重要であり、これについても、要綱で定められているものである。

コロナ禍の影響により、極めて厳しい状況下で事務を行っていたことは想像に難くないところではあるが、これらが疎かにされてよいというものではない。

これまでの監査でも、その都度意見として申し述べているところではあるが、引き続き適切な事務の執行に尽力されたい。

#### ウ その他

区では、地方自治法の規定上は努力義務とされている内部統制に積極的に取り組んでいるところである。その最初の年度である令和2年度を対象とした今回の監査で確認されたこれらの事例の中には、所管課の確認等が十分であれば防ぐことができたであろうものも見られた。このことは、内部統制の綻びに繋がりがねないものであり、意見として述べるところである。

区長が積極的な姿勢で内部統制を進めている中で、その意思が職員に十分に伝わっていないければ、今後の適切な制度運用に繋がっていかないと考え、敢えて苦言を呈するものである。

最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大は収束の兆しを見いだせない状況であるが、今回監査を実施した団体等においては、必要とされる感染症対策が概ね実施されており、利用者に対する細やかな配慮も感じることができた。今後も感染防止対策のみならず利用者の安心安全のため、引き続き意をもって施設等の運営に当たられたい。

#### ウ その他

区では、昨年度より内部統制を導入し、先ず職員に対する周知を図り、各課においてリスク評価シートの作成を行った。

また、現在に至るまで、内部統制が効果的に実施できるよう、管理職対象の研修、職員対象の実務者研修、説明会などを実施してきた。リスクの選定は業務内容が異なることから各課で行ったが、初年度は区長が指示した事務ということで令和元年度定期監査の指摘事項は必須とした。現時点で、内部統制によって、すべてのリスクを防止するには至らないが、指定管理者や補助団体に対する確認等の事務は、基本的な事務であるため、今後、関係各所管課において内部統制のリスクとして識別するとともに、全庁において、内部統制制度の内容を全職員が認知し、適切な事務処理が行われるよう継続して取り組んでいく。

また、施設利用者に対する新型コロナウイルス感染症対策のみならず、利用者の安全安心のための継続した施設運営を行っていく。